

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (同)	一
○保安林の指定の解除 (森林整備課)	二
○保安林の指定の予定(五件) (同)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定 (同)	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課)	四
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部 を改正する告示 (会計課)	四
公 告	
○公聴会の開催(二件) (都市計画課)	四
○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (二件) (教育庁高校教育課)	六
議 会	
○宮城県議会会議規則の一部を改正する規則 教育委員会 教育委員会定例会の開催 選挙管理委員会	七
○証票の無効	七

公安委員会

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

雑 報

○環境影響評価書の公告及び縦覧

正 誤

○宮城県公報第一四五七号(平成十五年五月十六日付け) 中

告 示

○宮城県告示第八百十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇五〇〇二八四	ヘルパーステーションもとよし 気仙沼市本吉津谷館 岡五十一番地六	同行援護	社会福祉法人 気仙沼市社会 福祉協議会	令和元年十月 十日

○宮城県告示第八百十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一一二〇〇五二〇	訪問介護たすくろ 登米市米山町善王寺 石神十六一七	居宅介護・重度 訪問介護	特定非営利活 動法人ワーカ ーズコープ	令和元年九月 三十日
〇四一二六三〇〇三〇	アイエスエフネット ライフ松島 宮城県松島町高城字	就労移行支援、 就労継続支援B 型	株式会社アイ エスエフネット ライフ	令和元年九月 三十日

○宮城県告示第八百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

石巻市給分浜カツセ崎一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字本沢明通四の一

二 指定の目的

水源の涵養かんよう

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

水源の涵養かんよう

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市一迫字大川口猿田一四の一、字大川口横沢五九の一、五九の四、六六

二 指定の目的

水源の涵養かんよう

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒中野玉ノ井山一の一四七から一の一五二まで、一の一五四、字中野玉ノ井一から三まで

二 指定の目的

水源の涵養かんよう

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市金成片馬合原二六六の一、二六六の一四七、片馬合柵一七四の一、片馬合佐野原五六の八三、片馬合八坂一三〇の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

柴田郡川崎町大字前川字六方山一八の四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）、本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）、本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに気仙沼市役所及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百二十五号

松島町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

品井沼地区地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百二十六号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の表社の都信用金庫の項中「仙台市青葉区国分町三丁目一番二号」を「仙台市青葉区国分町三丁目五番三十号」に改め、同表あさひな農業協同組合の項及びいわやま農業協同組合の項を削り、同表みどりの農業協同組合の項を次のように改める。

新みやぎ農業協同組合	栗原市築館字照越大ヶ原四十三番一号	県内に所在するすべての店舗
------------	-------------------	---------------

別表第一第三号栗つこ農業協同組合の項及び南三陸農業協同組合の項を削る。

別表第二中第三十三号を削り、第三十四号を第三十三号とし、第三十五号を第三十四号とし、同号の次に次のように加える。

三十五 新みやぎ農業協同組合

別表第二中第三十六号から第三十八号までを削り、第三十九号を第三十六号とし、第四十号を第三十七号とし、第四十一号を削り、第四十二号を第三十八号とする。

附 則

この告示は、令和元年十月十一日から施行し、別表第一第三号の表みどりの農業協同組合の項の改正規定及び別表第二の改正規定は同年七月一日から、別表第一第三号の表社の都信用金庫の項の改正規定は同年七月八日から、その他の改正規定は同年六月二十八日から適用する。

公 告

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和元年十月十一日

一 公聴会の日時及び場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

日 時	場 所
令和元年十月二十八日(月) 午後七時から	仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 件名

仙塩広域都市計画の変更(素案)について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述申出者」という。)は、名取市、富谷市、松島町及び利府町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業(法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係)を記載した書面(以下「公述申出書」という。)により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、令和元年十月二十一日(月)までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

仙塩広域都市計画区域区分について、次の地区を市街化区域に編入する。

市町村名	地区名	面積(ha)
名取市	飯野坂東部	八・五
富谷市	成田南	六・三

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三二・三三三四)に行うこと。

〇都市計画に関する公聴会規則(昭和四十五年宮城県規則第三号)第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。
令和元年十月十一日

一 公聴会の日時及び場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

日 時	場 所
令和元年十月三十日(水) 午後七時から	石巻市穀町十四番一号 石巻市役所

二 件名

石巻広域都市計画の変更(素案)について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述申出者」という。)は、石巻市の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業(法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係)を記載した書面(以下「公述申出書」という。)により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、令和元年十月二十三日(水)までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

- 3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。
 - 4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。
- なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

- 1 石巻広域都市計画区域について、次の地区を編入する。

市町村名	地区名	面積 (ha)
石巻市	雲雀野	九・五

- 2 石巻広域都市計画区域区分について、次の地区を市街化区域に編入する。

市町村名	地区名	面積 (ha)
石巻市	雲雀野	九・五

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三二二・三二二三四）に行うこと。

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年十月十一日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市伝上山二丁目二百十五番二十七、二百十五番二十八、二百十五番二十九
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
多賀城市下馬二丁目二番二十八号
目黒 恭

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
- 1 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県松島高等学校 一式
- 2 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県伊具高等学校 一式
- 3 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県石巻工業高等学校 一式
- 4 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県登米総合産業高等学校 一式
- 5 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県古川工業高等学校 一式
- 6 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県村田高等学校 一式
- 7 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県農業高等学校 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和元年八月二十二日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - 一の1 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号
 - 一の2 富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地
 - 一の3 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号
 - 一の4 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号
 - 一の5 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号
 - 一の6 株式会社J.E.C.C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
 - 一の7 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号
- 五 落札金額
 - 一の1 三千七十一万五千二百円
 - 一の2 七千八百八十六万六千六百円
 - 一の3 二千六百八十七万九千四百円
 - 一の4 三千七百九十七万二千八百円
 - 一の5 五千五百四十四万二千八百八十円
 - 一の6 六千三百三万七千四百四十円
 - 一の7 二千九百八十二万九千六百六十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和元年七月十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
- 1 宮城県立高等学校教育用コンピュータ貸借（三校） 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和元年八月二十三日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号
- 五 落札金額 三千八百一万八千六百十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和元年七月十二日

議 会

宮城県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県議会規則第一号

宮城県議会会議規則の一部を改正する規則

宮城県議会会議規則（昭和五十年宮城県議会規則）の一部を次のように改正する。

別表宮城県議会広報委員会の項中「宮城県議会広報委員会」を「宮城県議会企画広報委員会」に、「議会広報の実施」を「議会活性化の取組に係る企画及び議会広報」に改める。

附 則

この規則は、この規則の公布の日において現に在職する県議会議員の任期満了の日の翌日から施行する。

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第十三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条の規定によ

り、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和元年十月十一日

宮城県教育委員会
教育長 伊 東 昭 代

一 日 時 令和元年十月十八日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 教育功績者表彰について

第二号議案 職員の仕事について

第三号議案 宮城県立高等学校校則の一部改正について

第四号議案 県立特別支援学校校則の一部改正について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一一）

選 挙 管 理 委 員 会

○宮選管告示第百二十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百十條の五の規定により交付した左記の証票は、令和元年十月一日以降無効とする。

令和元年十月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

記

証 照 番 号	㊦ 第三号SO五1
通 照 番 号	㊦ 第三号SO五1

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第12号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月11日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第3条関係） 交番の名称及び位置			別表第1（第3条関係） 交番の名称及び位置		
警察署名	名 称	位 置	警察署名	名 称	位 置
	(略)	(略)		(略)	(略)
仙台東警察署			仙台東警察署	仙台市宮城野区中野五丁目6番18号	
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
石巻警察署	渡波交番	石巻市幸町6番26号	石巻警察署	渡波交番	石巻市さくら町五丁目7番地2
	(略)	(略)		(略)	(略)

別表第2（第3条関係）
駐在所の名称及び位置

警察署名	名 称	位 置
	(略)	(略)
仙台東警察署	蒲生駐在所	仙台市宮城野区中野字高松283番地の7
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
石巻警察署	桃浦駐在所	石巻市桃浦字トウミキ35番地3
	(略)	(略)

別表第2（第3条関係）
駐在所の名称及び位置

警察署名	名 称	位 置
	(略)	(略)
仙台東警察署		
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
石巻警察署		
	(略)	(略)

別表第3（略）
別表第4（第4条関係）
仙台中央警察署～仙台北警察署（略）
仙台東警察署

名称	受持区域
	(略)
仙台東警察署	仙台市宮城野区のうち 出花一丁目から出花三丁目まで、岩切（引目）、 梁一丁目から梁五丁目まで、 白鳥一丁目、白鳥二丁目、 仙台港北一丁目、仙台港北二丁目、 高砂一丁目、高砂二丁目、 田子一丁目から田子三丁目まで、 田子、田子西一丁目から田子西三丁目まで、 鶴巻一丁目、鶴巻二丁目、 中野一丁目から中野
高砂交番	

別表第3（略）
別表第4（第4条関係）
仙台中央警察署～仙台北警察署（略）
仙台東警察署

名称	受持区域
	(略)
仙台東警察署	仙台市宮城野区のうち 岩切（引目）、 梁一丁目から梁五丁目まで、 白鳥一丁目、白鳥二丁目、 、 高砂一丁目、高砂二丁目、 田子一丁目から田子三丁目まで、 田子、田子西一丁目から田子西三丁目まで、 鶴巻一丁目、鶴巻二丁目
高砂交番	

鶴ヶ谷交番	(略)	五丁目まで、中野(高松、 船入、西原及び生小倉を 除く。)、福住町、福田町 一丁目から福田町四丁目 まで、福田町南一丁目、 福田町南二丁目、福室一 丁目から福室七丁目ま で、福室(県道前、境四 番)、港一丁目から港五 丁目まで
(略)		
仙台市宮城野区のうち 蒲生一丁目、蒲生二丁 目、蒲生(町)、屋敷、西 屋敷添、東屋敷添、荒田、 北荒田、山神、北中河原 (七北田川の北側の地 域)、北下河原及び二本 木(県道塩釜亘理線の東 側の地域)、中野(高松、 船入、西原及び生小倉)		
(略)		

鶴ヶ谷交番	(略)	、中野(北上 及び高橋前) 、福住町、福田町 一丁目から福田町四丁目 まで、福田町南一丁目、 福田町南二丁目、福室一 丁目から福室七丁目ま で、福室(県道前、境四 番)
(略)		
仙台港交番	仙台市宮城野区のうち 出花一丁目から出花三丁 目まで、蒲生一丁目、蒲 生二丁目、蒲生(町)、屋 敷、西屋敷添、東屋敷添、 荒田、北荒田、山神、北 中河原(七北田川の北側 の地域)、北下河原及び 二本木(県道塩釜亘理線 の東側の地域)、仙台港 北一丁目、仙台港北二丁 目、中野一丁目から中野 五丁目まで、中野(北上 及び高橋前を除く。)、港 一丁目から港五丁目まで	
(略)		

<p>泉警察署～大和警察署 (略)</p> <p>石巻警察署</p>		<p>泉警察署～大和警察署 (略)</p> <p>石巻警察署</p>	
名称	受持区域	名称	受持区域
(略)	(略)	(略)	(略)
渡波交番	石巻市のうち 伊勢町、宇田川町、大宮 町、後生橋、小竹浜、 幸町、さくら町一丁目か らさくら町五丁目まで、 、沢田、塩富町一丁 目、塩富町二丁目、新成 一丁目から新成三丁目ま で、垂水町 一丁目から垂水町三丁目 まで、長浜町、流 留、沼津、浜松町、 、松原町、 真野、万石町、水沼、三 和町、、渡波、渡波 町一丁目から渡波町三丁 目まで	渡波交番	石巻市のうち 伊勢町、宇田川町、大宮 町、菟浜、折浜、狐崎浜、 後生橋、小竹浜、小積浜、 幸町、さくら町一丁目か らさくら町五丁目まで、 侍浜、沢田、塩富町一丁 目、塩富町二丁目、新成 一丁目から新成三丁目ま で、鹿立、竹浜、垂水町 一丁目から垂水町三丁目 まで、月浦、長浜町、流 留、沼津、浜、浜松町、 福貴浦、牧浜、松原町、 真野、万石町、水沼、三 和町、桃浦、渡波、渡波 町一丁目から渡波町三丁 目まで
桃浦駐在所	石巻市のうち 菟浜、折浜、狐崎浜、小 積浜、侍浜、鹿立、竹浜、 月浦、浜、福貴浦、牧浜、 桃浦		
(略)		(略)	
気仙沼警察署～亘理警察署 (略)		気仙沼警察署～亘理警察署 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則中別表第1石巻警察署の項の改正規定、別表第2石巻警察署の項の改正規定及び別表第4石巻警察署の表の改正規定は令和元年10月17日から、別表第1仙台東警察署の項の改正規定、別表第2仙台東警察署の項の改正規定及び別表第4仙台東警察署の表の改正規定は同月25日から施行する。

雑報

○アマテラス・ソーラー合同会社代表社員長谷部剛から、次のとおり公報登載の依頼があった。
令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。）第二十一条の規定により、（仮称）アマテラス白石ソーラーファーム建設事業について環境影響評価書を作成したため、条例第二十三条の規定により、次のとおり公告し、本環境影響評価書を縦覧に供する。

令和元年十月十一日

アマテラス・ソーラー合同会社

代表社員 長谷部 剛

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 アマテラス・ソーラー合同会社

2 代表者 代表社員 長谷部 剛

3 所在地 東京都中央区東日本橋二丁目二八番四号 日本橋CETビル

二 第一種事業の名称、種類及び規模

1 名称（仮称）アマテラス白石ソーラーファーム建設事業

2 種類 条例第二号第二項第九号に規定する第一種事業（工場・事業場用地造成事業）

3 規模 四〇一・八四 ヘクタール（発電規模 百三十五・四メガワット）

三 第一種事業実施区域

宮城県白石市福岡深谷字下駄小屋沢、同字五郎代山、同字高萩、同字山神堂峯、同字出合森、同字即安、同字東沢、同字芳ヶ沢山、同字名無沢

四 第一種事業関係地域の市町村

宮城県白石市、宮城県刈田郡蔵王町

五 第一種事業評価書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧場所

宮城県環境生活部環境対策課

白石市生活環境課

蔵王町役場二階閲覧台

2 縦覧期間

自 令和元年十月十一日（金）

至 令和元年十二月十日（火）

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 縦覧時間 午前九時から午後五時まで

六 問い合わせ先

アマテラス・ソーラー合同会社

〒一〇三-〇〇〇四 東京都中央区東日本橋二丁目二八番四号 日本橋CETビル二階

電話〇五〇（五五七八）九五一五

正誤

○宮城県公報第一四五七号（平成十五年五月十六日付け）中

ページ 段

正

誤

三 下 第20条第2項

第20条第1項